

仕 様 書

1 件 名

「令和6年能登半島地震に係る管内監督指導・パトロール用レンタカーの借上げ」

2 契約内容

契約期間：令和6年8月1日（木）から令和7年3月31日（水）まで

内 容：下記3の使用条件によるレンタカー2台の借上げ費用（納入（配車）（以下、「納入」という。）・引上げ費用を含む）、これに伴う自動車損害賠償保険（任意保険）費用及び自動車維持管理費用（自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）費用を含む。）の総価。

3 レンタカー使用条件

◇使用施設

七尾労働基準監督署（七尾市小島町西部2 七尾地方合同庁舎）

穴水労働基準監督署（鳳珠郡穴水町川島キ84 穴水地方合同庁舎）

◇車種、台数、仕様、燃料の取扱い

車 種：小型乗用自動車

台 数：各1台（合計2台）

仕 様：AT又はCVT、乗用定員5名、四輪駆動、最低地上高170mm以上、ABS、運転席・助手席デュアルエアバック、集中ドアロック、パワーウィンドウ、エアコン、カーナビゲーション、スタッドレスタイヤ装着（冬期）

※グリーン購入法第6条に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年12月閣議決定）で示す乗用車の調達基準（抜粋）を満たす車種を優先とし、「低燃費かつ低公害車」であることに努めること。

燃料の取扱い：燃料満タンの状態で納入すること（引上げ時は発注者が満タンにする。）

◇使用日、使用時間

使 用 日：上記2の契約期間中すべて

使用時間：原則、午前8時30分～午後5時15分（業務の都合により、使用時間が変更となる場合有り。）

◇レンタカーの納入・引上げ

・納 入：令和6年8月1日（木）午前9時00分までに上記3の使用施設へ直接納入すること。

・引 上 げ：令和7年3月31日（水）午後5時15分以降に引き上げること。

※引上げについては、使用施設の担当者と時間を調整の上実施すること。）

◇レンタカー使用者（運転者）

運転者：七尾労働基準監督署及び穴水労働基準監督署の職員

◇請負者において加入する保険

①自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）

②自動車損害賠償保険（任意保険）

対人保険：無制限

対物保険：無制限（免責補償制度加入 免責額0円）

車両保険：時価（免責補償制度加入 免責額0円）

※免責補償制度加入とする。

4 再委託

- ◇本業務の全部を第三者（乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。）に委託することはできない。
- ◇本事業の一部を再委託する場合には、「再委託に係る承認申請書」を提出し承認を受けなければならない。ただし、当該再委託の契約金額が50万円未満の場合はこの限りでない。
- ◇再委託先を変更する場合には、「再委託に係る変更承認申請書」を提出し承認を受けなければならない。
- ◇再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、「履行体制図」を提出しなければならない。

5 その他

- ◇請負者は、納入までに車両番号（ナンバー）を石川労働局総務部総務課へ必ず連絡すること。
- ◇事故による車両移送費用は、発注者の負担とする。
- ◇レンタカー使用中の事故による営業補償の一部としてのノンオペレーションチャージは、発注者の負担とする。
- ◇事故又は故障等により、レンタカーの使用ができなくなった場合は、速やかに代替のレンタカーを配車すること。
- ◇使用者が消費した燃料にかかる費用は、発注者の負担とする。
- ◇使用中のタイヤパンク、ホイールキャップの紛失に伴う復旧費用は、発注者の負担とするが、それ以外の自動車維持管理費用は、見積もり金額に含むものとし、請負者の負担とする。
- ◇その他詳細は、別途定める契約書及び請負者となるレンタカー業者の貸渡約款に基づき決定するものとする。
- ◇見積もりは、本調達（借上げ費用（納入・引上げ費用を含む）、これに伴う自動車損害賠償保険（任意保険）費用及び自動車維持管理費用（自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）費用を含む。））にかかる総価を見積もること。なお、請負者となった者は、月ごとの内訳を速やかに石川労働局総務部総務課へ提出すること。
- ◇代金は毎月末締めとし、書面にて「官署支出官 石川労働局長」に請求すること。発注者は、適正な請求書受領後30日以内に指定する口座に振り込むものとする。

グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)及び環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年12月閣議決定)で示す乗用車の調達基準(抜粋)

次の要件を満たすこと。

ア. 電動車等であること。ただし、ハイブリッド自動車の場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準(ガソリン又はLPガスを燃料とする車両に限る。)に適合するとともに、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ、ウ. に示された算定式により算定された燃費基準値を下回らないこと。

イ. エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は 150 以下であること。

※「電動車等」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。

表1 ガソリン自動車にかかる排出ガス基準(WLTCモード)

区分	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	1.15g/km 以下	0.005g/km 以下	0.025g/km 以下

※粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。

表2 ガソリン乗用車に係る JC08 モード燃費基準

区分	燃費基準値 (ガソリン)
車両重量が 741kg 未満	24.6km/L 以上
車両重量が 741kg 以上 856kg 未満	24.5km/L 以上
車両重量が 856kg 以上 971kg 未満	23.7km/L 以上
車両重量が 971kg 以上 1,081kg 未満	23.4km/L 以上
車両重量が 1,081kg 以上 1,196kg 未満	21.8km/L 以上
車両重量が 1,196kg 以上 1,311kg 未満	20.3km/L 以上
車両重量が 1,311kg 以上 1,421kg 未満	19.0km/L 以上
車両重量が 1,421kg 以上 1,531kg 未満	17.6km/L 以上
車両重量が 1,531kg 以上 1,651kg 未満	16.5km/L 以上
車両重量が 1,651kg 以上 1,761kg 未満	15.4km/L 以上
車両重量が 1,761kg 以上 1,871kg 未満	14.4km/L 以上
車両重量が 1,871kg 以上 1,991kg 未満	13.5km/L 以上
車両重量が 1,991kg 以上 2,101kg 未満	12.7km/L 以上
車両重量が 2,101kg 以上 2,271kg 未満	11.9km/L 以上
車両重量が 2,271kg 以上	10.6km/L 以上

備考)「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第6号に規定する空車状態における車両の重量をいう。

ウ. 乗用車に係る燃費基準値

乗用車に係る燃費基準値(WLTC モード燃費値)の算定方法は、次式による。なお、次式において係数 α 及び β を乗ずる前に小数点以下第1位未満を四捨五入すること。

$$FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta \quad (M < 2,759\text{kg})$$

$$FE = 9.5 \times \alpha \times \beta \quad (M \geq 2,759\text{kg})$$

FE: 燃費基準値(km/L) (小数点以下第1位未満を四捨五入)

M : 車両重量(kg)

α : 燃費基準達成率であって 0.7

β : 燃料がガソリンの場合は 1.0、軽油の場合は 1.1、LP ガスの場合は 0.74